

杏樹苑デイサービスセンターの概要

1 事業所の名称及び所在地

- 名称 杏樹苑デイサービスセンター
- 所在地 〒358-0013 入間市上藤沢 851-1
- 電話番号 04-2966-7171
- 事業者番号 1172800151
- サービス種別 通所介護

2 営業日及び営業時間

- 営業日 月曜日から土曜日
- 営業時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分まで
- サービス 提供時間 午前 8 : 30 分～午後 16 時 30 分まで

3 通常の事業の実施地域

入間市、所沢市、狭山市、瑞穂町

4 従業員の職種、員数及び職務内容

- 管理者 1 人（常勤）
管理者は事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- 生活相談員 3 人（常勤）
生活相談員は、利用者及び家族からの相談に応じ、通所介護の利用の申込みに係る調整、通所介護員等に対する技術指導、通所介護計画の作成等を行う。
- 看護職員 2 名（常勤職員 0 名、非常勤職員 2 名）
看護職員は、利用者の日々の健康チェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- 介護職員 12 名（常勤職員 0 人、非常勤職員 12 人）
介護職員は、利用者の入浴、排泄、給食等の介助及び援助を行う。
- 機能訓練指導員 1 名
機能訓練指導員は、機能の減衰を防止する為の訓練を行う。
- 栄養士 1 名
栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導を行う。
- 調理員 相当数
調理員は、献立に基づき、給食を調理し、配膳を行う。
- 運転手 相当数
運転手は、利用者の送迎のほか、通所介護の提供に従事する。
- 事務職員 相当数
事務職員は、必要な業務を行う。

5 利用料について

通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とします。

6 通常の事業の実施地域を越える場合の交通費について

通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護を提供する際は、通常の事業の実施地域を越える地点からその交通費の実費を徴収します。なお、自動車等を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。

事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用（自己負担）

ア 実施地域を越えてから・・・片道 10km 未満・・・600 円

イ 実施地域を越えてから・・・片道 10km 以上については、1km30 円増し

7 秘密保持

利用者及びその家族の個人情報、あらかじめ文書にて同意を得ない限り、サービス担当者会議等において用いません。

8 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者（地域包括支援センター）等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

9 サービス内容に関する相談・苦情窓口について

○事業所 苦情・相談窓口（担当：社会福祉法人 杏樹会 苦情受付担当）

・電話番号 04-2966-7171

・受付時間 月曜日～土曜日（午前 10 時 00 分～午後 3 時 00 分）

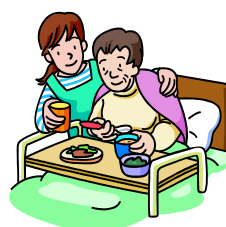
○その他の苦情・相談窓口

・入間市 介護保険課 04-2964-1111（代）

・狭山市 長寿安心課 04-2953-1111（代）

・所沢市 高齢者支援課 04-2998-1111（代）

・瑞穂町 高齢課 042-557-0501（代）



・埼玉県国民健康保険団体連合会介護福祉課

介護サービス苦情相談窓口

電話 048-824-2568

受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分（土日祝日を除く）

・東京都国民健康保険団体連合会介護保険課

介護サービス苦情相談窓口

電話 03-6238-0177

受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分（土日祝日を除く）